

令和4年度第2回
権利擁護部会

議 事 録

日 時：2023年3月24日（金）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2・3号会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回権利擁護部会を開催させていただきます。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の高橋でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、札幌市医師会の理事でございます土肥委員から、ご都合により欠席というご連絡をいただいております。

委員総数13名中12名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たしまして、部会が成立することをご報告させていただきます。

また、当部会は公開でございますので、傍聴席を設けております。

また、皆様の発言は、会議録として整理をさせていただきますので、後日、札幌市のホームページに掲載するということをご承知おきいただきたいと思います。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、権利擁護部会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局総務部長の加藤よりご挨拶申し上げます。

○加藤総務部長 皆さん、こんにちは。

札幌市保健福祉局総務部長の加藤でございます。

本日は、年度末のお忙しい中を皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、それぞれの分野でご活躍いただき、かつ、札幌市の特に福祉行政については、多大なご協力、ご尽力をいただいておりますことを改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、今年度第2回目の権利擁護部会ということでございまして、事務局で議事といたしまして2点ほどご用意させていただきます。

一つは、昨年行いました市民意識調査というアンケートの中で成年後見制度についての設問を設けまして、市民の方々の意識やお考えなどを頂戴しております。この結果について、ご報告を申し上げるというのが一つです。

それから、現在、成年後見制度につきましては、札幌市成年後見制度利用促進基本計画という計画に基づきまして、2021年度より進めさせていただいているところでございますけれども、この計画をつくった当初から、この次の計画は札幌市地域福祉社会計画の見直しに合わせて、そちらに取り込む形でこの事業を進めていきたいという考えを持っておりました。この関係で、今回、地域福祉社会計画を今どのような形で考えているのかというお話を申し上げながら、その中で、成年後見制度に関わる部分をどのように位置づけるのかということについてのご相談をさせていただきたいと思っております。

3時にお集まりいただきまして、この後ご議論いただきますので、終わるのが少々遅くなってしまうというようなことも想定されております。

皆様のお立場で、忌憚のないご意見を出していただきまして、よりよい計画につなげていきたいと考えておりますので、今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◎報 告

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、ここで、お手元にお配りしております配付資料の確認をさせていただきます。

まず、令和4年度第2回権利擁護部会の次第でございます。その後に、座席表、委員名簿、続きまして、資料は全部で3種類ございます。資料1-1としまして、成年後見制度に関する市民意識調査の結果、資料1-2としまして、成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告書、そして、資料2としまして、次期札幌市地域福祉社会計画における成年後見制度利用促進の取組みについて（案）になっております。

不足等はありませんでしょうか。

もし進む中で不足等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今後の進行につきましては、畑部会長にお願いしたいと思ひます。

畑部会長、よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○畑部会長 皆様、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、年度末で大変お忙しい時期かと思ひますので、早速ですけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

円滑な進行に向けて、ご協力のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の一つ目になります。

成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告について、まずは、事務局よりご報告をお願ひいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明をさせていただきます。

こちらの調査につきましては、市民の声を聞く課が毎年行っております市民意識調査の一つのテーマとして、成年後見制度の利用促進についての設問を設けていただいているものです。

成年後見制度の利用促進に関する設問は、問い8から問い12までの七つとなっております。

成年後見制度に関しては、令和3年度から調査を開始しておりまして、今年度は令和4年度の調査結果となっております。

18歳以上の市民5,000人に郵送で実施しておりまして、有効回答数は2,343

件、有効回答率は46.9%となっております。

ちなみに、令和3年度調査は、有効回答数が2,541件で、有効回答率は50.8%でした。

調査期間としましては、令和4年12月2日から令和4年12月16日となっております。

それでは、早速、2番の調査結果について説明をさせていただきます。

まず、問い8、成年後見制度の認知度については、制度の名称だけではなく、内容も知っているという方が35.5%となっております。前回調査の30.1%から僅か1年でかなり上昇しております。

昨年度末に開設させていただきました成年後見推進センターにおける広報であったり、研修、相談などの活動も、認知度の上昇に一部を担っているのではないかと考えております。

内容を細かく見ていきますと、「知らなかった」という方の比率がほとんど変わってなくて23.3%から23.9%、「制度の名称は知っていたが、制度の内容までは知らなかった」という方が43.3%から38.0%に減少していて、その分がそのまま制度の内容も知っていた方の上昇につながっています。

一定程度知識や興味を持っていた方に、制度の内容まで知っていただくことができたような結果となっております。

続きまして、問い9は、成年後見制度の相談窓口を利用したいか否かについての設問となっております。

結果は、前回調査から「利用したいと思う」という回答が38.1%から32.0%、「わからない」という回答が46.0%から43.3%に減っておりまして、その分、「利用したいとは思わない」という回答が12.2%から21.8%に増えております。

一方、成年後見制度の窓口で相談したいことを聞いている問い9-1という設問では、「自身に後見人が必要と考えたときに、後見人探しや手続きなどについて相談したい」という回答が一番多くて52.5%から57.7%、前回調査と比較しても増えております。次に、「制度の内容について詳しく聞きたい」という回答が多かったことから、今後も、制度についての広報・相談活動は重要になってくると思われれます。

なお、前回、一番多い回答でありました「自身が後見人になると考えたときに、活動内容や手続きなどについて相談したい」という回答が64.3%から44.5%とかなり減っています。そして、今回、「制度を利用するための費用に対する助成制度について相談したい」という回答が46.8%から49.2%に増えておりました。

これらは、制度の内容について周知が図られるにつれまして、必ずしも親族等が後見人になる必要がないということが分かって、より具体的に費用について相談したいという人が増えたということかもしれません。

続きまして、問い10は、成年後見制度を利用したいと思うかという設問となっております。

まして、前回調査と比較して、「利用したいと思わない」という回答が23.2%から18.7%、「わからない」という回答が49.7%から40.4%に減っております。逆に、「利用したいと思う」という回答が24.5%から32.7%に増えております。

制度の認知度が上がって、利用したいと思う方が増えているのは非常にいい傾向だと思われまます。

続いて、問い10-1では、問い10で利用したいと思わない、分からないと答えた人にそう思った理由を聞いている設問になっています。

理由として一番多かったのは、「他人に財産を管理されることに抵抗がある」という回答で、こちらの回答は前回の調査でも一番多くて、比率もあまり変わっておりません。この回答に次いで多かったのが「制度の内容や利用方法がよくわからない」で、34.0%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が31.9%となっています。

制度の内容について知っている人に限らず、全員に聞いている設問ではあるのですが、制度の知識がないことが制度利用の心理的障壁になっているという結果になっておりますので、制度についての広報は今後も必要になってくると思われまます。

続きまして、問い11です。

こちらは、自分が親族の後見人になって財産管理を支援することに抵抗があるか否かを聞いている設問になっております。

前回の調査から大きな動きはありませんが、「わからない」という回答が減って、その分、「支援することに抵抗がない」「支援することに抵抗がある」という答えが同じぐらいの割合で増えております。

続きまして、問い12、親族に依頼された際、どのような環境であれば後見人として支援したいと思うかという設問となっております。

回答としましては、全体的に前回の回答から大きく変化がない中で、「後見活動について相談できる窓口がある」という回答が49.6%から54%に増えておりました。

今後、親族後見人が増えていく中で、相談窓口は重要になってくるものと思われまます。

説明は、以上になります。

○畑部会長 それでは、皆様から、ただいまの事務局からのご説明に関して、もちろん、それ以外にも気づいた点について、ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。

○南方委員 行政書士会の南方でございます。

問い9の中で、利用したいと思わない方が増えているというご案内がありまして、そのインパクトは、自身が後見人になると考えたときというところが影響しているというご説明がありました。

一方、問い10の中で、成年後見制度を自身も利用したいという人が増えているという案内がありましたが、当然、問い10の中には、本人といたしますか、将来の後見人として

答えた方と、支援者といいますか、将来の後見人等とした方が混在した形の答えがこの32.2%に増えたという理解だと思いますけれども、問い10の内訳というのは、この後の詳細のデータに出ているのですか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 問い9は相談窓口を利用したいか否かの設問になっていまして、問い10は制度を利用したいかどうかの設問になっています。

問い9-1の相談窓口を利用したいか利用したくないかの設問でいいますと、例えば、制度の詳細について知りたいとか、制度自体を知りたいという方も相談窓口を利用したいに含まれることになると思います。それで言うと、制度の周知が図られていく中で、制度を知らないから相談窓口にそういったことも聞きたいという方たちの比率は減っていくことは考えられると思います。

もう一つ、私が説明させていただいた部分としては、前回の回答としてはいわゆる親族後見人が一番多かったので、自分がなった場合に相談したいということで多かった回答が多少減っていて、報酬助成の部分を相談したいというのが増えていたということは、制度の周知が図られる中で、報酬の助成制度があるのだということが認知されてきたといったことにはつながっていると思います。

それから、この内訳というのは、具体的には、クロス集計などは行っていないので、そこまではっきりとは出ていないです。

○南方委員 当たり前ですが、当然、問い10を答えた人には、本人として答えた方と、支援者というか、将来、後見人になる人が混ざった答えだという理解ですよね。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） そうですね。問い10は、自分が利用したいという方です。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○山本委員 弁護士会の山本です。

問い10-1に関して、利用したいと思わない理由について、一番大きい部分が45.4%の「他人に財産管理をされることに抵抗がある」ということで、これは、自分自身にもそうですし、自分が親族になったときに親などに後見人がつくことについて抵抗がある方の主たる理由がここなのかなと思います。要は、ある意味、硬直的な財産管理がされてしまって、従来の本人のためのお金が使えなくなるという問題意識は当事者団体の方にも大きいのかなとは思いますが。

制度を知っていただくというのがある一方で、例えば、意思決定支援の考え方も含めて、守っていくというよりも本人らしく使うというところの周知をしていくことによって、財産管理されることに抵抗があるという部分が減っていくのではないかなというのが私の意見です。意思決定ガイドラインなどでもそういったところが問われておりますので、周知のときにご検討いただければと思います。

ただ、こういった批判にさらされると、結構、弁護士会が防御的といいますか、やはり紛争性が高い後見事件を受けているので、従前はもともと付き添っていた親族がこういう

ふうにやっていたよということでやってしまうと、別の親族から後で後見人としての義務違反という形で訴えられるリスクがあります。そういうふうになると、本人の医療費以外に従前はこういう形でみんなの食事代を出していたよというのが硬直的になってしまふというのが弁護士の考え方としてあります。

ですから、その辺りも、意思決定支援の考え方で、本人らしい生活のためにどうやってお金を使っていこうかといったものは弁護士や裁判所だけの知見だと足りないと思いますので、いろいろな団体と考えながらルールをつくっていけば、こういう誤解といいますか、財産管理されることに抵抗があるということが減っていくのではないかなと思います。

○畑部会長 非常に重要な意見だなと思って聞かせていただきました。

今の点で、例えば、問い8に関して、制度の名称だけでなく制度の内容も知っていたという部分と、内容までは知らなかったという部分と、問い10の利用したいと思うかという部分をクロスして見たときに、制度の名称も内容も知っていたというところと利用したいと思うというところがあまりうまく正の相関が出ていないとすると、制度について、外形的に分かっているだけで、本当にその人らしい生活を守っていくための制度なのだという点についてまで、やはり、まだ周知されていない可能性があるのではないかなということが見えてくる可能性があるかなと思います。

当然、一般の市民の方々が内容も知っているというのがどの水準かというのは、こういった調査では見えてこない部分がありますから限界はありますけれども、センターで社協の皆さんもこの1年間かなり取り組んで周知を進めていただいたと思いますし、その点で、本当の意味での理解というところをいかに広げていくかというのは、次期計画において柱になってくる一本だろうと思います。ですから、もし可能であれば、そういったところの分析もしていただいて、今の知っているというのがどの水準なのかというところを次の夏頃のとに見せていただければ大変ありがたいなと思います。

○山本委員 畑部会長のおっしゃるとおりで、やはり、抽象的な制度説明は十分されてきているのかなと私も思います。

ただ、一方で、成年後見人がついたらどういう生活になるのだろうか、成年後見人が何をする人なのだろうかといったロールモデルというか、具体的な絵が浮かばないので使いにくいという誤解も一部あるのかなと思います。例えば、身寄りのない方が財産管理してもらうことによってこういうことができますよというロールモデルもあるでしょうし、一方で、お子さんが後見人をして監督人がつくという場合に、お金の使い方について、こういう話し合いをしてこういう支出については認められましたよなど、もちろん、その作成に至っては、弁護士会であったり裁判所等の実際にある程度判断に関わるような者の関与は必要かなと思いますけれども、そういったロールモデルをつくって周知するというのが抵抗感を少なくする一つの方法かなと思います。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○岩井委員 司法書士会の岩井です。

どこの世の中でもよくあることですが、ある程度制度が進んでくると、それに対するネガティブキャンペーン的なもの、あるいは、それをあまりいいものでないような形で進めていくような、具体的には言いませんけれども、後見人がつくとなあなたの財産は一切自分で使えなくなるだとか、窮屈になるよというような、実はそういうグループもあります。

それから、最近、割と金融機関でも、判断能力が落ちてきたときに後見人をつけなくてもある程度財産が使えるようなシステム、制度的なものを出してきているというところが私たちもやや心配なところではあるのです。例えば、具体的に言うと、2親等内の親族であれば、そういう届出をすることによって、その親族が本人の預貯金をある程度出せるというようなものも実は出しているのです。

もちろん、経済は動かしていかなければならないというのは大事なのですが、そここの制度の兼ね合いをどういうふうにしていくかというのが今後の一つの大きな課題かなというのが私が今思っている感想です。

それと、もう一つ、お聞きしたいのですけれども、何年かにわたって市民の声を聞く課でこういう質問をつくっていただいているのですが、やはり、成年後見制度というものの内容も知っているという方に、私は、個人的には、成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の二つの種類があるのですが、これを知っているのかどうなのか、任意後見についてどの程度の理解をしているのかもお聞きしたいと考えております。

つまり、本来、自己決定の尊重とかからいけば、任意後見制度というものはもっともっと広がっていくべきものだと思うのです。ただ、何となく今の状況から言うと、成年後見というと直ちに裁判所が後見人を選ぶというような流れのようなところがありますが、そうではなくて、元気なうちから自分で後見人を決めておけるというところは、誰が後見人につくかが分からないということに対する心配や消極論などというものもある程度解消できる部分もあるのかなと思いますので、そこら辺も広める意味合いで、市民の方がその辺をどの程度理解しているのか、個人的には知りたいなというところがあります。

それで、これはずっと長年やってきている調査ですので、恐らく、また来年もやるのだらうと思うのですが、質問内容について、こちらからこういうものをしてもらえませんかというような要望を出すことは可能でしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） こちらは、保健福祉局で独自で行っている調査ではなくて、あくまで市民の声を聞く課が行っている市民意識調査の中に項目を設けていただいている形になっています。

ですから、一応、認知度を確認していくために来年度以降も入れていただくお願いはしておりますが、必ず載るかどうかというところまでは約束できないと言われております。ただ、載せてもらう形で交渉はしております。

中身については、こちらの要望はある程度聞いていただけますので、市民意識調査で何を聞くかについては交渉していけると思います。ただ、何項目が何年にわたってできるか

という、そこは約束できないと言われておりますので、こういった項目を何項目、こういった形でずっと載せられるかというところまではお約束できない形にはなってしまいます。

○岩井委員 分かりました。

先ほど申し上げましたけれども、市民の方に聞くわけですから、法定後見と任意後見のほかに、市民後見人制度というのがあって、親族だけではなくて市民の方も後見人になれるのですよという部分も広報的な意味合いで聞いていただけるようなものになればいいなというふうな希望でございます。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○菅委員 北海道社会福祉士会の菅です。

問い8の年代別で「29歳以下」というところがあるのですが、この29歳以下というのは、29歳から下は何歳ぐらいになるのですか。18歳以上ですか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） はい。

○菅委員 私が感じたことですが、まず、47.7%の人が「知らなかった」、そして、31%の人が「制度の名称は知っていたが制度の内容までは知らなかった」ということで、8割方が分からないというところがあるのです。ですから、この成年後見制度をおうちに帰ったときに家族で話し合うといいなと思ったのです。例えば、認知症でも、認知症サポーター養成講座というものがあるのですが、それに関しては、若い方向けの認知症サポーター養成講座もありまして、認知症に関して、家に帰って、例えば、自分のおばあちゃんや近所の方が困っているときに、子どもたちとか若い方たちも交えてそれを議論するというところがあるのです。

その中で、今回の問い8の中で、29歳以下の方たちの認知度がかなり低いので、高くなるような形の工夫ができるといいかなと思いました。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○白戸副部会長 問い8ですが、私になるほどと思ったのは、30代、40代、50代、60代と各年代別に平均して理解度は高いのです。これは、なかなかいい傾向だなと思いましたが、ただ、70歳以上が700人と一番多い回答数なのですが、ほかの世代と比べると一番理解度が低いのです。

ですから、この制度の利用が一番近いと思われる人がもっと自分の問題としてこの制度のことをもっとよりリアルに知るといえるか、理解するという試みというのが必要だなということをおはこのデータで見ました。特に70代以上の人に関して、まず、自分の問題としてしっかりこの制度のことを知ろう、勉強しようというふうなキャンペーンが必要ではないのかなと思いました。

あとは、問い10-1、制度を利用したいと思わない理由のところ、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」と、私は、これで二つの点を勉強しました。

一つは、成年後見制度というと財産管理だと思っているのだなということです。

先ほどのご挨拶の中で意思決定支援ということもありましたけれども、自分がどういう状況になったときに成年後見制度をどんなふうにご利用するのかという、つまり、財産管理だけではない、例えば、介護保険サービスを利用する、お医者さんにかかる、自分の生活の選択をするなど、自分がどういう状況になったときにどんなふうにご利用できるのかという制度の利用そのものを自分の将来設計の中に織り込むことが必要だと思いました。

それから、もう一つは、抵抗があるというのは、やはり制度の信用の問題、成年後見人は大丈夫だろうかというようなことです。

先ほど岩井委員もおっしゃいましたけれども、一つは、自分で成年後見人を選べる任意後見という制度があるということ、成年後見制度は自分の意思で利用するという大事な制度なのだよということをちゃんと普及するというのがとても大切だなと思いました。

それから、もう一つ、成年後見制度は監督されているしっかりした安全な制度なのだよという制度の信用をPRするということ、一方では、市民後見人の話もありましたけれども、社協を含めて市民が支えて、公的なところが活動をしっかりサポートしているというような、制度の安心というものをしっかり見せていくところもとても欲しいなというふうにアンケートを見て思いました。

ですから、先ほど岩井委員からあったように、アンケートの中身に関しては、市民後見や任意後見をアンケートに入れれば、アンケートをしながら制度を普及することにつながりますので、そこのところはぜひご検討いただきたいと思いました。

○畑部会長 ほかにいかがですか。

○今川委員 後見支援の会の今川です。

今の白戸副部長のお話と重なる部分があるのですが、私も、70歳以上の方のアンケート結果に注目をして、特に29ページの問い10の判断能力が不十分になったら利用したいかで、まさに今一番近いところの70歳以上の方の「利用したいと思う」が少なかったというのが残念というか、ここをもっと上げていって利用に近づけていくことが、今後、成年後見制度の利用を進めていくのに重要ななと感じました。

同じように、隣の問い10-1で、70歳以上の方が財産管理に抵抗があるというのが結構多いので、この辺の誤解というか、理解を進めていくことが今後必要ななという感想を持ちました。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○長崎委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の長崎と申します。

今の話の流れでいうと、私たちは高齢者に関わる仕事をしていて、やはり成年後見制度が必要だなというケースは多々あるのです。ただ、70歳以上の高齢者に成年後見制度の説明をしてもなかなか理解ができなかったり、多分、意地なのだと思うのですけれども、まだ自分は大丈夫とおっしゃられるのです。年代的にもお子さんたちは勉強して勤めるのですけれども、そこを同意させるところが非常に大変な作業というのが現場レベルかなと

いうふうに思います。

逆に、子どもが管理してくれるから大丈夫という親の方もいまして、確かに、子どもは管理しているのですけれども、実は、子どもは仕事をしないで親の年金をいわゆるパラサイトしているような事例もいっぱいあって、実際、自宅にいたらいけれども、施設に入れようとしたときに、施設に入ると子どもが生活できなくなる、虐待的なところではあるのですけれども、そういったところの微妙な事例をさばくのが非常に大変な実情があるかなというところが正直なところではあります。

やはり、70歳以上の高齢者の方々に成年後見制度の分かりやすい理解というところをどういうふうにアプローチしていくかというのは、多分、子どもが幾ら勉強しても結局親を説得できないというのが僕の肌感で受ける実情です。

○畑部会長 まず、この調査に関して、委員の先生方にご承知おきいただきたいのは、基本的には継続的に調査をするということを考えた場合に、次年度も同じ時期の12月頃というふうに考えると、新しい計画を策定する中での調査実施ということになっていくわけですね。

今、岩井委員からも、こういった項目を入れればというかなり具体的なコメントをいただいております。その点に関していうと、事務局から確約できないといった回答はあったのですが、新計画になった後には、ある程度目標値などを定めていく中で確約していただいて、向こう6年間、しっかりデータを取り続けるということをやっていただくことによって、この計画の進捗度ということがしっかり把握できるようになっていくかと思うのです。確約はできないというのは当然ですけれども、その中で毎年頑張って勝ち取っていくところが委員全体として重要になってくるなと思います。

ですので、次年度、12月頃に調査実施した場合には計画の形が相当見えてきているかと思っておりますので、次期計画に向けてこういった聞き方をというところは、やはり、また具体的に詰めていくことが必要かなと思います。

他方で、調査は、詳細にすればするほど回答率が下がるという難しいところがありまして、また、項目も増やせば増やすほど回答率は下がってしまいます。ですので、より効果的な、本当にここを聞かなければならないという項目にしっかりと絞って設定していくということが重要になってまいります。そこは、今日のご意見というのはまず第一段階でいただいておりますけれども、今回の結果は、むしろ次年度は計画を策定していく中でどうやって活用していくかというようところで確認していき、次年度以降は、新計画に向けてどういう項目を設定していくのかということを変更して入れていくということが非常に重要になってくるかなと思います。

例えば、年代で言うと70歳以上でまとめられておりますが、皆さん、いかがでしょうか、私は、75歳以上と75歳未満で随分傾向が違わないかというような気もしております。ですから、今は70歳以上でまとめられておりますけれども、年代に関しても、もう少し区分を見分けていくといったことも必要かもしれません。

また、先ほど菅委員から20代が低いのではないかといったご意見がありましたけれども、実は、私は逆に捉えていて、30代でなぜこんなに上がるのだろう、どこで学んでいるのかということが非常に気になっています。正直、関心がないと、20代から30代では成年後見制度について学ぶ機会はそんなにはないはずなのです。それがここまで高くなるというのは、この期間にどういう機会を何を経てこれだけ高くなっているのかが見えてくると、またアプローチの仕方ということが分かってくるかもしれません。当然、この調査結果からは考察しかできませんけれども、今後、センターの協力もいただきながらそういったことを明らかにしていくというような視点が非常に重要ではないかと考えられるかと思えます。

加えて、40代のところは、実は、29ページの問い10の40歳から49歳の部分を年代別で見ると、「利用したいと思う」が40.8%で相当高くなっております。ただ、非常に不思議なのですけれども、26ページの問い8で、知っているかどうかで見ると、40代はほかと比べて特段高いわけではありません。

ですから、単に知っているから使いたいということだけではなくて、もしかしたら現に非常に困っていたり、いろいろな声を聞いていく中で利用意向が高まっていくということも考えられますので、外形的な知っている知っていないではなくて、どういったことを知っていれば、どういったことに直面していれば利用への意向、本当の理解が高まっていくのかということについても、今後、計画を策定していく上で検討していく必要がありますし、また、次期検討にはそういった視点を入れ込んでいくことが必要になってくるかと思えますので、皆様、ぜひ読み込んでいただいて、次回以降の部会の中でもご意見をいただければなと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 いろいろと多くのご意見をいただいて、本当にありがとうございます。

それでは、次の議事に進ませていただきます。

続いて、次期札幌市地域福祉社会計画における成年後見制度利用促進への取組みについて(案)というところで、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(横山福祉活動推進担当係長) それでは、説明させていただきます。

資料2の次期札幌市地域福祉社会計画における成年後見制度利用促進の取組みについて(案)をご覧ください。

まず、1番の地域福祉社会計画についてから見ていきたいと思えます。

前回の権利擁護部会でもご説明させていただいておりますけれども、次期成年後見制度利用促進基本計画につきましては、地域福祉社会計画と一体の計画となります。

権利擁護部会の委員の皆様の中には、地域福祉社会計画審議会の委員を兼務されている方もいらっしゃいますが、少しお時間をいただいて、まず、次期地域福祉社会計画について、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

次期地域福祉社会計画につきましては、3月9日に第3回の審議会が開催されまして、次期計画の全体の構成案を提示し、基本理念、基本目標、そして、施策まで議論されております。

施策の中の具体的な事業であったり主な取組については、次回以降の審議会でも議論されることとなっております。

成年後見制度の利用促進も計画の施策の一つとなりますが、この部分は権利擁護部会で議論を行うということで審議会でも説明をさせていただいております。

地域福祉社会計画の基本理念は、「互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」に決定しております。多様な主体が連携して、地域共生社会を実現することを表現した内容となっております。

様々な主体の連携につきましては、地域連携ネットワークの構築にも通じるものでございますけれども、国においても、成年後見制度の利用促進の取組につきましては、地域連携ネットワークを構築して権利擁護支援を推進することで地域共生社会の実現に資するものとされております。

地域福祉社会計画の基本目標は三つありまして、基本目標Ⅰは、地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備しますとなっております。こちらは、地域福祉課題を解決するために、住民やその他主体が行う活動に対して支援や環境の整備を目標とする施策が記載されます。

基本目標Ⅱは、地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきますとなっております。こちらには、地域の福祉課題や権利擁護などについて、行政や専門機関の支援体制の整備について記載され、成年後見制度の利用促進もこちらに記載されます。

基本目標Ⅲは、様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応しますとなっており、多様な主体の連携の取組などについて記載されます。

資料2では、こちらの基本目標の下に2番として地域福祉社会計画の体系図が載っておりますけれども、こちらの図にありますとおり、成年後見制度の利用促進につきましては、基本目標Ⅱの施策として計画に掲載されます。

ここで、次期地域福祉社会計画の中で成年後見制度利用促進の取組をどのように記載していくかをご検討いただくに当たりまして、1月の部会で報告させていただいた現計画の進捗につきまして、最新の状況をお伝えしたいと思います。

お手元に成年後見制度利用促進基本計画の概要版が配られておりますが、こちらの最後のページを開いていただきますと現計画の指標が掲載されております。

こちらは、まず、基本目標Ⅰで、成年後見制度の利用を促進するための体制を整備しますといたしまして、2021年度中に中核機関と協議会を設置することを目標としておりましたが、ご存じのとおり、成年後見推進センターが2021年度末に設置されております。今年度7月に第1回、1月に第2回の協議会が開催されております。

また、基本目標Ⅱでは、誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整え

ますとするため、三つの目標を掲げております。

その一つ目として、成年後見制度の内容まで理解している人の割合を2023年度末までに33%にすることを目標としておりましたが、先ほど説明したとおり、今年度の市民意識調査の結果で既に35.5%となっております。

二つ目として、権利擁護支援に関する研修受講人数を2021年度から2023年度末までに累計で3,000人とするのを目標としておりますが、3月17日の時点で1,180人となっております。

三つ目として、本人・親族申立ての報酬助成件数を2021年度から2023年度末までに累計で330件とするのを目標としていますが、今年度2月末の時点で307件となっております。

最後に、基本目標Ⅲで、後見人が活動しやすい環境づくりを進めますとして、後見活動に関する相談対応とチーム化推進指針を2021年度から実施することを目標としておりました。

後見活動に関する相談対応につきましては、前回の権利擁護部会で家庭裁判所と協議中と説明させていただいておりました推進センターで親族後見活動の相談も受けますといった内容のチラシを、令和5年の年明け以降から、家庭裁判所が行う就職時説明会で配付をさせていただいているのですが、3月17日の時点で相談実績はまだありません。

チーム化推進支援につきましては、来年度からセンター職員の派遣などを行っていく予定となっておりますけれども、先行して、今年に入ってからですけれども、1月26日に、本人にとって適切な支援内容や方針を検討するケア会議にセンター職員が参加しております。

このように、多少予定より遅れているものもありますが、計画全体としては着実に進んでいると思われま

さて、資料2に戻っていただきまして、資料2の表面の右側には、次期地域福祉社会計画の中の施策として、成年後見制度の利用促進についての案を記載させていただいております。

こちらは、施策から主な取組までの案となっております。

まず、施策名の案としましては、成年後見制度の利用促進であることが分かりやすいように、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進としております。

日常生活自立支援事業などの関連事業もこちらに記載するため、成年後見制度等とさせていただきます。

主な取組の案としましては、資料の下のほうにあるのですが、7項目にすることを考えております。こちらの主な取組では、基本的に、現計画の主な取組を網羅する形にしたいと考えております。

計画の中の一施策となりますので、スペースはコンパクトになりますが、中核機関の設置など既に達成していることを除きまして、現計画の取組をこの七つの項目の中で表現し

ていきたいと考えております。

それぞれの取組の個別具体的な中身につきましては、今後、関係する部署との調整の上、どのように表現していくか、次回以降にお示ししたいと思っております。

まず、主な取組の1番としましては、様々な圏域における地域連携ネットワークの構築としました。

これは、前回の協議会の議論を踏まえまして、今後は、区やそれよりも小さな圏域でもネットワークを構築していくことを目指していくといったことを想定した表現となっております。

実際、どのような形で取り組んでいくかということにつきましては、前回の部会でも確認させていただいたとおり、ネットワークの構築は人のつながりをつくることを主な目的としたものですので、なるべく関係者、関係機関の方の負担にならないように実現していければと思いますので、そのためにどのような取組が効果的かといったことについて、今後、協議会で議論していきたいと思っております。

2番以降の主な取組は、成年後見推進センターの主な機能であります広報、相談、利用促進と後見人支援という四つの機能を踏まえまして、2番が制度周知の広報啓発、3番が制度利用につながる相談支援として、利用促進に関連しまして、4番で成年後見制度利用支援事業の推進、5番で後見人となる人材の育成・活用、6番に日常生活自立支援事業等関連事業との連携としています。そして、7番が後見人に対する支援とさせていただいております。

制度周知の広報啓発は、成年後見推進センターが行う広報であったり、関係機関などに対して研修を行うことなどによって、制度を必要とする人が適切な支援を受けられるようにする取組です。

3番の制度利用につながる相談支援につきましては、成年後見制度利用についての相談であったり、チーム化推進支援の取組などです。

チーム化推進支援は、チームで本人を支援する体制を整備することで、前回の協議会で説明があったとおり、成年後見推進センターでも来年度から取組を強化していこうとしているものになっております。

4番の成年後見制度利用支援事業の推進は、市長申立てや費用助成に関する取組です。

5番の後見人となる人材の育成・活用は、市民後見人などの育成、活用などに関する取組となっております。

6番の日常生活自立支援事業等関連事業との連携は、日常生活自立支援事業からの移行など、関連事業との連携についての取組となっております。

7番の後見人に対する支援は、後見活動に対する相談支援などの取組となっております。

続きまして、裏面の3番、成年後見制度に係る指標について説明させていただきます。

こちらの表は、地域福祉社会計画の全体を表したものになっておりまして、成年後見制度につきましては真ん中の枠で囲んでいる部分となります。

指標の設定につきましては、地域福祉社会計画の審議会において、行政等の活動量を指標とするのではなくて、活動の結果、もたらされる成果を指標とするべきといったご意見をいただいております。

成年後見制度で言いますと、まず、現在の指標の欄の一番上にあります成年後見制度の市民の認知度につきましては、制度について広く知ってもらい、必要な方が使える状態にするという意味で、広報活動などの働きかけに対する成果として、成果指標にもそのまま使えるような内容だと思っております。

逆に、上から二つ目にあります権利擁護支援に関する研修受講人数という指標は、研修受講者を増やすことで関係機関の職員等に制度の周知を図って、制度を必要とする人が利用しやすい状況をつくるのが目的ですので、研修の受講者が増えたこと自体が成果ではなくて、制度の認知度や理解度が上がったり、関係機関からセンターへの相談が増えたり、チーム化支援につながるといったことが成果になってくると思われます。

また、その一つ下にあります本人・親族申立ての報酬助成件数につきましては、成年後見制度を必要とする人がたまたま低所得であった場合に利用されるものになりますので、行政の活動の成果として件数が増えるような性質のものではないという意味で、成果指標には当たらないと思われます。

このほか、後見活動に対する相談支援やチーム化推進支援につきましては、現計画では書き方が違って、2021年度にこれらを実施するという指標になっていたのですが、実施した以降も、実際の活動件数などにつきましては成果指標に当たると思われます。

次期計画の指標がこの3項目になるというわけではなくて、あくまで現計画の指標を基にした例示ということにはなるのですが、次期計画の指標は、このような成果的な指標を設ける予定となっております。

説明は、以上です。

○畑部会長 本日の段階においては、具体的な取組ではなくて、こういった枠組みについて、しっかりと合意形成していくという部分になります。

もちろん、具体的な部分に関してもご意見をいただければ、次回に向けて集約させていただきますけれども、主な取組のところに関しましては、文言等も含めて検討する機会がございますので、まずは全体的な枠組みといったところにも着目してそれぞれご意見をいただければと思います。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

○山本委員 正直なところ、ある意味、青写真的な部分でどこまで議論を深められるかなるので、主な取組の内容としてどういうものが出来上がってくるのかな、そこ次第かなと個人的に思っております。だから、なかなか質問が出にくいのかなと思います。

個人的には、主な取組の2番から4番ぐらいまでは十分されているのかなと思います。広報や利用支援事業の推進はされているかと思うのですが、ネットワークの構築であったり、相談支援といったチーム化というところの構築は、実際には結構難しいのかな

と思っております。各専門家、行政、いろいろなところが一体となって一人の方についてチームをつくっていくのがなかなか難しく、在宅の方ですとケアマネなどに全部の負担が行っていたり、何かしらチーム化という分散ができていないというのが成年後見制度ですごく思うところです。やはり、周知や利用支援事業の推進も大事ですけれども、ネットワークを再現可能な形で実現していくというところをもう少ししていかなければならないかなと思います。

そして、この1番から7番の中でも、重点的にやるべきものとそうではないものがあるのかなと思っております。取組を七つ挙げられるのはいいことだと思いますけれども、どこに力を入れれば、より成年後見制度の促進が進むのかなという考え方で、この1番から7番を考えていくような方向性であるべきかなと思います。

○畑部会長 個別のチーム化というところは、かなりいろいろ課題が出ている状況であることを私も耳にしております。

具体的な例で言うと、ケアマネの方が後見人の役割について理解をしておらず、後見人に対してなかなかアプローチせずに、後見人そっこのけで勝手に本人と話を進めてしまっている状況であったり、逆に、後見人がいるのだったら全部やってくれるよねということで、ケアマネがやるべきことをあまりやらずに後見人に任せてしまっていたりなど、それはケアマネがいいとか悪いとかではなくて、その理解が十分に進んでいないというところと、チーム化をするためのバックアップがなかなかしづらいつらいつらというところからそういう状況が生まれているのかなと思います。

今、山本委員にご発言いただいた部分に関して、1番の様々な圏域における地域連携ネットワークの構築がしっかりとできてくれば、チーム化推進の基盤になってくることが期待されるかなと考えている部分もございます。次回、具体的にこの辺りの内容について検討していく中で、改めてその辺についてもご意見をいただけると非常にありがたいかなと思います。

今の点について、長崎委員から、ケアマネの状況も含めて何かございましたらお願いします。

○長崎委員 畑部会長が言われたとおり、やはり、成年後見制度の理解はしているのですが、実際、運用して一緒に後見人と仕事をしたことがないケアマネがいっぱいいたりするのです。

ですから、どこまでやってくれる人なのかとか、介護保険の契約についても、初めにチェックで本人に確認しながら、ここの場でやりますよというところで、保佐人に確認をしながらやっていく作業なども、僕も申立てから全部弁護士の先生を見ていたりすると分かるのですが、なかなか見えづらかったりするので、成年後見制度を受けたら、全部後見人が入院も付き添ってくれるしみたいな、そんなばかな話まで言うてるケアマネもいるのです。

そういった部分では、我々、専門職種で一番現場の前線にいるケアマネジャー自身に対

しての広報、もしくは、制度の理解を深めるようなアプローチは、自分で職能でもしなければいけないのですけれども、やはり、実際問題、成年後見制度の研修をしても、正直、なかなか集客率は低いのです。35件持っていて半分が成年後見制度を使っているような状況にはないですし、私どもは一般社団法人ですから、研修を打ち出すときにあまり集客できない研修はなかなかしづらかったりというのが正直なところなのです。

ただ、これから非常に必要だったり、少子化で成年後見制度の利用というところに危機感はずごくあるのですが、現場のレベルだとそんな感じなので、やはり、専門職種に対してPRしていくとか、研修を打ち出していくというのも、多分、制度の広がりにつながっていくのではないかなというふうに思います。

○畑部会長 その点に関して、障がいのほうでも相談支援専門員の状況があるかと思しますので、赤杉委員、よければご意見をお願いします。

○赤杉委員 札幌市基幹相談支援センターの赤杉です。

障がいのところもそんなに変わらない状況かなと思います。

現場の肌感覚では、依頼をたくさん受けている相談支援専門員は、成年後見制度というものをすごく積極的に学びたいと思っていたり、弁護士に相談に行くのですが、ケースとして出合わないと、なかなかそこに意識がいかないということがあるのかなと思います。

ワン・オールも研修を打つことがあるのですが、現場で働いている相談支援専門者のニーズとなると、成年後見制度のテーマが必要であるということは皆さん分かっているのですが、そうではなくて、今の制度のことや虐待のことであったり、困難事例のこのアセスメントをどうしたらいいのだろうかというテーマをやってほしいという依頼が多いのかなと思います。

ただ、逆に言うと、虐待事例で大変なのだということは、その先に成年後見制度も必要になってくるよねというところで、関わっているケースとこの制度というような利用がなかなかうまくマッチングしていないという事情があります。ですから、もしかしたら現場の相談員の皆さんにもイコール財産管理みたいなところがあつてというようなところで、もっと分かりやすく成年後見制度の理解が広まっていくということは必要かなとお話を聞いていて思います。

○畑部会長 ほかにございませんか。

○菅委員 今、赤杉委員からすごくいい意見が出たなと私は思ったのですけれども、確かに、成年後見制度というのは、ただ財産管理だけではなくて、意思決定支援、もしくは、虐待など、いろいろな問題に対して関わりを持っていく制度だと思うのです。

ところが、実際に、専門職のほうでそこまでのことがよく分からなくて、ただお金の管理をしてくれるのではないか、あるいは、変な話、後見を受けてくれる人に何か頼めば、すぐ申立てから全部やってくれるのではないかみたいな誤解があつて、確かに、私たちも一瞬えっというふうに思うようなこともないわけではないのです。

ぜひ、財産管理だけではなくて、その人の人生を左右するだけの意思決定支援をしてい

く制度なのだということころは、やはり強く伝えたいところだと思います。

○畑部会長 さきのアンケート調査の結果を検討していたときに山本委員からもご発言いただいた部分ですけれども、本当の理解ですよ。ロールモデルになるような権利擁護支援の事例に関して、専門職ですらまだ十分に出合ったことがない、イメージできていないという状況があるというようなことも想定されるかなと思います。

その点に関しては、主な取組の1番、2番あたりでしっかりとやっていく、盛り込んでいくということが想定されるかと思えますけれども、そこに関しては、センターが頑張ってくれていますが、センターだけではなくて、職能の力であったり、それぞれが協力しながら取り組んでいくということが非常に重要になるかと思えますので、そういった部分を計画の中にしっかり入れ込められるような内容で、今後、検討させていただきたいというふうに改めて思った次第です。

権利擁護だとなかなか集客がというところがありましたけれども、支援困難事例と言うと結構集まったりするのです。だまし討ちではないのですが、権利擁護のイメージがつかないということですから、表面的にはそっちから行って、成年後見が非常に効果的なのだよというようなことにつなげられるように、センターも徐々にノウハウを集積していただいている状況もありますので、そこをコラボできる計画にしていくということ、今後、具体的に検討できればなと思いました。

ほかにございませんか。

○岩井委員 今日は、せっかく札幌市の方々が見えていますので、私から、広報中心になるのですけれども、具体的なものを大胆な形で提案してみたいなと思います。

それは何かといいますと、札幌市の方はご存じだと思いますけれども、4月1日から、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例というものが施行となります。

町内会にいる一番身近な高齢者とか、そういう方々を町内会で支えていこうというのを進める条例がこの4月1日から施行になるのですが、私は、町内会の役員をしております、どうやって地域の高齢者の方を支えていこうかと考えていたのですが、実は、その中には、まさに成年後見制度を必要とする人たちがいるのです。いるのだけれども、成年後見制度というものがあって、それを使えば何とかなるというのを自分たちは理解していない、分からないのです。でも、私も町内会の何百軒というのを一軒一軒回って歩いて、それをああこうだと言うのはなかなか難しいです。

それで、町内会には、札幌市から様々なチラシや案内文、パンフレットが毎週のように来まして、町内会にこれを回覧してください、これを配ってくださいと依頼を受けるのです。実は、町内会の広報制度というのは物すごく充実しております、一軒一軒に渡るのです。ですから、せっかくこの成年後見制度という制度があるということを広めるのであれば、これを何とか利用できないものかなと日頃から思っているのです。

それで、例えばの話ですが、成年後見制度利用事業の推進というものもありますけれども、一般の住民から見れば、成年後見制度利用支援事業の推進と言ってもなかなか分から

ないかもしれません。でも、札幌市の広報という形で、もし成年後見制度を利用しなければならぬ人がおたくの町内会にいて、費用が出せるような状況にないという場合は札幌市がちゃんと助成してくれますよ、あるいは、市長申立てだってやってくれますよという案内を出しまして、市民がそれを見て、成年後見制度というのがあって、しかも、札幌市が申立てもするし、かかる費用や報酬の助成もしてくれるのだということが分かれば、絶対に問合わせが来ます。

そして、それがどちらに来るかということ、例えば、福祉関係の方とか、我々法律もそうですけれども、ある程度専門の方へです。問合わせが来ると、来たほうは、答えなければならないから勉強をしなければなりません。それがまた一つのレベルアップにもつながるのではないかと思います。さらに、そういう人たちが集まって研修会をしなければならないという一つの流れができるのではないのかなとも思うのです。

ぜひ札幌市の方には、A4判1枚でもいいですから何かつくって、これを町内会に回していただきますと、そもそも成年後見なんて言葉自体を知らない人が多いのですから、そういう意味でも、少しは広まるのではないのかなという淡い期待を持っております。

○畑部会長 非常に魅力的なアイデアで、新計画に載せるとなると2023年度はまだできないというもどかしさがありますけれども、広報の部分で言うと、町内会あるいは民生委員の取組、さらには、広報さっぽろ等での周知、いろいろな媒体があると思うのです。

向こう6年を見てということになりますので、単年度にこだわらずというところでそこを広めていく、そのときに、広報さっぽろで成年後見制度を知っていますかと頭にも書いても誰も読まないです。独り暮らしのお年寄りの方、心配はありませんかなど、やはり、自分のことだと思ってもらえるようなキャッチフレーズでしっかり広報していくような手だてを打っていく、そういったことができるような計画にしていこうということが非常に重要だろうと思います。

つまり、専門職であっても成年後見と言ってもぱっと食いついてこないというところがあるので、市民であればよりということですから、自分の生活に関連しているというようなことが見えてくるような広報の仕方というところを、これは取組というところと言うとこれ以上書くことはないかもしれないのですけれども、市民の方に寄り添った広報の在り方といったところでしっかりと入れていくことができるかなというふうに考えております。

他方で、今年度は民生委員が各区でかなり多く改選されておりますが、次期改選はまたさらにより重要な局面になってくるのではないかとということも言われております。

成年後見制度も含めて、市民のより身近なところで支えられている民生委員の活動がございしますので、紙谷委員、ご意見等がございましたらご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○紙谷委員 札幌市民児協の紙谷でございます。

今までお話を聞いておりましたけれども、実際に言いますと、私のところで、独り暮らし

しの方を毎月訪問しているのですけれども、残念ながら生活保護を受けている方が大半なので、後見ということは程遠いのかなと思っております。

そのほかには、高齢者夫婦世帯というのが何軒かございますので、今後、こういったことを少しずつ訪問したときにお話をさせていただければ、それなりに皆さんもお話をできるのではないかなと思っています。

80歳代の高齢夫婦の世帯が結構多いのですが、やはり持家の方は今後のことも考えられるのだと思うのです。そういうときの知識として、最小限度でもお知らせできればなと思っておりますので、いろいろとお勉強になるかなと思います。

○畑部会長 民生委員の方も、各区レベルで研修会を多く実施されていて、学びの機会にご参加いただいている状況があるかと思えます。そういった中で、実際に全部の相談を受けていただくというよりは、つないでいただくといったところの役割が非常に効果的かと思えますので、その点も踏まえたご意見をいただきながら、計画策定を進めさせていただければと思います。

その点で言うと、今、生活保護といったところが出ましたけれども、逆に、資産がかなりしっかりあるというような状況になってきても、成年後見が重要な側面がいろいろと出てくるかと思えます。

小田委員、そういった相続等があるような方に関しても何かご意見がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○小田委員 まず、今、町内会という話があったのですが、我々の税理士会は、毎年1回、成年後見に関する相談会を受けているのですが、昨年、その中で、マンションに住んでいるという方がいらして、見ていると老人が増えてきてしまったと、独り者になってきて今後どうしようと、関係ない方がマンションに住んでいらっしゃる方々の対応をどうすればいいのかというような問題もあると。その方がどう対応できるのかというところ、どこに相談に行けばいいのかというようなことで、そのときは社協に一度ご相談に行ったほうがいいのかではないですかという話はしたのですけれども、そういった対応も必要なかなと思います。

あとは、財産のある方ということですが、そうなりますと、我々の関与先であれば任意後見を進めていくという話になってくるのですが、任意後見になった場合に、この案の中にどう関わってくるのか、日常生活に関係してきますとお金のない方が対象になるかなと思うのですが、そこにも入ってこないということになりますので、任意後見の対象となっている方々をどう取り込むかだと思います。任意後見にならない方々が多いと思うのですが、最終的には任意後見の方々も必要になってくるということになりますので、その方々をどう取り込むかというの、一つ検討が必要なかなと思います。

○畑部会長 任意後見の方に関しては、3番のチーム化支援であったり、7番の後見人に対する支援というところで、任意後見の方がしっかりとキャッチして行って、そういった方がこういったところにつながってくるというようなところも非常に重要になってくる

かなと思って聞かせていただきました。

ほかにございませんか。

○今川委員 さっき、生活保護を受けている方と成年後見の話が出たのですが、私どもの会で引き受けている方には、保護を受けている方がたくさんいらっしゃるのです。その意味では、生活保護を受けないと暮らしていけないという方、病気の方、親族と関係がないという方だと、むしろ成年後見がつくことで、その方の生活の充実や、安心して暮らしていけるようなところにつながっていくと思いますので、ぜひ生活保護を受けている方の利用も進めていただければいいのではないかなと思いました。

○菅委員 追加ですけれども、実を言うと、私は生活保護の方を専門に担当しております、生活保護の方たちでも、身寄りがない、要するに、施設に入らなければいけないとか、葬儀の関係など、いろいろな問題があるのです。それに関して、成年後見がつくことによって問題が解決していくということもありますし、お金がないからといっても、生活保護の方の場合はいろいろ助成もありますので、必要だという方たちがたくさんいると思いますので、そちらの利用をしていただければと思います。

ぜひ、民生委員の方たちには、お金がない人たち、生活保護の人たちもかなりの人数で成年後見制度を利用しているということを理解していただきたいと思います。

○山本委員 今の点に追加して、今、菅委員もおっしゃられたように、逆に、生活保護の方のほうが成年後見制度を利用することによるメリットがすごく大きいかなと私は感じています。

その一つに、札幌市の場合は、市町村申立て、親族申立てのどちらも報酬助成が使えます。生活保護の場合は報酬助成の一番の典型例でございますので、本人に対してはあまり負担感がないと思いますし、一定の財産がある方と比べると、非常に使いやすくなっています。かつ、生活保護になるような方というのは、基本的に親族となかなか近くないというところで、親族の代わりとしての後見人という価値が高くなってきているかなというところが一つあるかなと思います。

それに追加して、広報の観点で、市民向けの広報も大事ですけれども、畑部会長からもお話がありましたように、これを実際に運用されるケアマネであったり地域包括支援センターの方に対して、こういう形で後見人を入れることによってうまくいった事例があるのだよといったところの広報のほうがより直接的なのかなと思います。成年後見制度で弁護士がやっているケースは、結局、何かしら福祉のSOSがあって市町村申立てが始まっているので、本人や親族のSOSも大事なのですけれども、そういったところに対する広報というのも大事なのかなと思います。

例えば、こういうふうにチームをつくっていくと、後見人がお金の管理をするけれども、いろいろな契約とかも見ますよと。ただ、本人の意思を酌み取るというところは、福祉職の方に専門性があると。例えば、弁護士は、意思を酌み取るという専門的な研修をしているわけではないので、例えば、お金の使い方、生活保護でも給付金で5万円が入ってき

ました、このお金をどうやって使いましょうか、家電を替えるのに使うという人もいれば、ギャンブルで使いたいという人もいます。そういったところの意思を酌み取るときに、チームでこのお金をどう使おうかなといったところを検討するというのは、やはり専門職同士のコミュニケーションが大事になってくるので、そういう専門職向けのロールモデルであったり連携というもののイメージを伝えていくというのは非常に大事なのかなと思います。

○岩井委員 今、委員がおっしゃった、いわゆる生活保護受給者の方々がこれをうまく利用するというのは僕もすごく大事だと思います。ご存じだと思いますけれども、札幌市の場合は、市民後見人がつくときは、たしか2人選任しておりますよね。2人体制でやるのです。ですから、ある程度、二人三脚で、成年後見をそれほど深く理解していなくても2人で共同作業してやると割とうまくいけるのが多いと思いますので、そういう意味でも、市民後見人を活用した形で、お金があまりない人たちを何とか拾い上げるといいますか、こういう制度に結びつけていくという形に持っていけると非常にありがたいなと思っております。

○山本委員 岩井委員、ありがとうございます。

そのときに、生活保護を受けている方が全員認知症だったら使えばいいのかというと、私はそうではないと思っていて、その人が生活に困っていたり、例えば、窃盗とかということによって他人に迷惑をかけてしまったりなど、何かしら必要性が高い人に使ってもらえるべきかなと思います。

先ほど、岩井委員から銀行で2親等以内なら下ろせるという話がありましたが、それでうまくいくケースは、必ずしも後見人が必要ではないのかなと私は思っているところです。

ただし、それによって、例えば、横領とか、さっき長崎委員がおっしゃっていたような、親の年金で生活して本人の生活が破綻してしまうといった場合にはやはり後見人が必要で、成年後見がこういう人にとって大事なのだ、役に立つのだ、価値があるのだというところの具体的なイメージを持ってもらえれば、それがある程度必要な人に渡って行って、かつ、使いたい人というのは増えてくると思います。

そして、私は成年後見が全ての人に必要だと思わないので、何度も申し上げているのですけれども、こういう人に必要なのだ、こういう人に成年後見を使ったらこういううまくいった事例があるのだよというロールモデルをつくり上げていく作業ができれば誤解は解けていくのかなと思います。

○畑部会長 それぞれ、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○白戸副部会長 今までのお話は、私もなるほどと思うことばかりですが、1番目の地域ネットワークのところ、チーム化支援ということと合わせて、お話しされていることは私も全く同感します。

実は、私は、今、介護支援専門員と一緒に利用者を訪問しています。この間、サービス

担当者会議を開いていただいて、ご本人と私も参加してやっています。

私もいろいろ福祉をやっていますが、保健医療福祉サービスにそんなに詳しいわけではありませんし、利用者の健康など、いろいろな状態をより専門的な知見から利用者をしっかり理解するという点に関しては自信のないところもございます。

そこは、やはり、介護支援専門員や障がいの相談支援専門員といったプロにしっかり見ていただいて、あるいは、どのようなサービスを利用するのが一番ふさわしいかなどといったアドバイスをいただいて、代理権をもって私が決めるという、そういうふうなネットワークやチーム化をしっかり支援する方法を構築できるような、成年後見人とケアマネジャー、相談支援専門員がどのように具体的に一緒に仕事をするのかという、ここの具体的な研修をぜひしていただきたいなと思うのです。ケアマネ、障がいの相談員の日常の仕事の中で後見人とどう具体的に連携するか、そうすると、より身近なところで成年後見制度の利用も議論できるのではないのかなと思います。

先ほどのアンケートでは、相談窓口を利用するしないとありましたが、例えば、これを見ると中核センターで行っている専門の成年後見相談をイメージするのですが、むしろ一番身近な相談機関が成年後見制度の利用に対していろいろ相談に乗ってもらえるというような体制をネットワークの構築の中で配慮していただくと、より身近なところで制度が普及してくるのではないのかなと思いました。

もう一つは、6番の日常生活自立支援事業のところ、実は、先ほど岩井委員から、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例の話がありまして、私は全然知りませんでした、なるほどというふうに思いました。

日常生活自立支援事業というのはあまり知られていないのですが、これは、社会福祉協議会活動として条例化され、住民の身近なところで声かけ、見守りの活動を進めています、限界があるのです。おじいちゃん、おばあちゃんに対して、通帳を預かって一緒に金銭管理をしたり、どこかのサービスの利用の申込書を書くということは、見守り、声かけではできないのです。

それに対して、2000年、成年後見制度がスタートしたときに、契約制度でお金の管理、サービスの利用、代行をできるようにしたというのが日常生活自立支援事業で、住民の支え合い、見守り活動に対して権利擁護のサービスを付加してスタートしました。ただ、問題は、ご本人に契約する能力がなくなったら成年後見制度を利用するしかないのです。多分、それが日常生活自立支援事業からの移行というところだと思うのです。

私がここで言いたいのは、地域の支え合いで一つポイントになるのは、地域で孤立している、あるいは、家族と疎遠になっている方が多いため、いろいろなサービスも利用していないのです。そのため、地域の身近な環境の中でそういう人を察知して、住民の隣近所との関係の中で定期的に訪問して見守りながら、必要なときに必要な制度、サービスにつながる窓口を持っていなければなりません。

ですから、単に成年後見制度を利用させるだけではなくて、利用者を支えるための地域

連携ネットワークに日常生活自立支援事業や、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例の住民福祉活動といったものをしっかりつなげていくという発想の中でこれを進めていけば、地域福祉計画の一つのテーマとしても成り立つのではないかなと思って読んでいました。

○畑部会長 皆様、それぞれありがとうございます。

今、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例も含めて、住民の地域福祉という観点からもご意見をいただきました。

菱谷委員、地域福祉の観点から、成年後見制度を含めてコメントがあればぜひお願いしたいと思います。

○菱谷委員 市社協常務理事の菱谷でございます。

資料2の施策案の権利擁護支援のための成年後見制度の利用促進というのが、今日、一つ示されたところだなというふうに思っていますし、私も市社協ですから、いろいろと幅広くやっていますし、どこまでできているかは別にしても、ネットワークということをなりわいとしているというふうに思っています。

その立場でお話をさせてもらおうと、主な取組の一丁目一番地に様々な圏域における地域連携ネットワークの構築とありまして、これは、恐らく、利用促進でもありチーム化支援という、さっき部会長がおっしゃったようにここがベースになるという、まさにその思いで書かれているのではないかなというふうに思います。

それは、僕もそのとおりでと思いますし、195万人都市の札幌で、市だけでやると限界がありますし、区も、これだけの規模であれば、どこまでできるか、かなりきめ細かい部分は難しいでしょうし、だから、地域などの小さな圏域も含めて地域連携ネットワークの構築を目指す取組という表現を使っているのかなというふうに思います。そこは理解をしています。

その上で、具体的にどういうふうにやっていくかは次回以降というお話ですから、そこはまた次回以降に議論をすればいいのかなと思っていますのですが、実は、生活支援の問題であったり、介護や介護予防、要対協といったものをマター別でエリアの差は若干あれど、今言ったケアマネ、地域包括支援センター、地域福祉、障がい、また、いろいろな形の専門団体も含めてネットワークというのは、どの程度動いているか温度差はいろいろありますけれども、既存のものが幾つかあるのです。

その中で、地域などの小さな圏域を含む地域ネットワークの構築という部分が、実際にどう後見人支援につながったり、また、効果があるものにしていくために、どういうエリアでどういうネットワークを築いていくのかというイメージが僕自身は何となくつかみにくいのです。しかも一丁目一番地にあるので、どうやったらうまくいくのだろうか、それが僕自身イメージしにくいなというふうに思ったのです。

次回以降の議論ということで構わないのですけれども、エリアとか、こういう形でネットワークをつくっていくよというイメージについて、大変恐縮ですが、部会長なり、事務

局で、ヒントになる部分があればお示ししていただきたいと思います。僕自身、何となくぴんどこなかったものですから、お話をいただければなと思って聞いていました。

○畑部会長 基本的には、区と包括圏域というのが大きなフォーカスになってくるかと思えます。

ただ、具体的に、その中でどこが事務局等を担って、どこが取り組んでいくかということに関してまでは、基本的には計画の中では書かないということなのです。方針としてそういった方向性で取り組んでいくということなので、向こう6年の中で、その計画を実現していくために具体的にどうするかというのは、やはり、経年の中で検討を進めていきながら決めていくということになります。

具体的な主な取組で書けるレベルの具体と、実際にまだこの計画では書けないレベルのより細かい具体的といったところは、もしよければ分けてイメージしていただきたいと考えております。今日いただいたいろいろなところは、どちらかというところ、さらにこれよりも下の運用面における具体的な取組を含めたご意見でございました。もちろん、それらもしっかりと記録しておいて、そういったことが実現していけるように計画策定の段階から取り組んでいくこととなりますけれども、その点は、具体的な取組のイメージと計画で書かれる具体性のイメージを分けてイメージしていただきたいなと思えます。

菱谷委員、大丈夫でしょうか。

それでは、皆様、大丈夫でしょうか。

今日の段階では、具体のところまではまだ入っていないところもございますので、この計画策定に向けてなかなかイメージが見えづらいところがあるかもしれませんけれども、もしよければ、下澤判事、コメント等をいただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

○下澤判事 オブザーバーの立場で参加させていただいているのですけれども、今日は、非常に参考になるお話をありがとうございました。

前半のアンケートの絡みもあるのですが、まずは成年後見の内容を知らないことには取っかかりがないということではあるのですけれども、まず、正しく実態を持ったものを知れるかというところがありますし、あるいは、逆に知った内容が魅力のあるものでなければ、幾ら知っても利用促進につながらないというところがありますので、やはり、後見人をつけてもらう側、もしくは、つけようと思っている親族の側、双方にとってメリットのある、魅力のある制度にするということが大事ではないかなと思っています。

そうすると、裁判所ができることは何かなと思って今日聞いていたのですけれども、やはり、制度の性質上、裁判所の後見監督というのが個別の事件で大事なことになるので、地道な作業にはなるのですけれども、後見監督を通じて、いわゆる財産ががんにがらめになってしまっ魅力がないというものではなくて、まさに身上保護が充実する、あるいは、意思決定支援という形で、本当に魅力のある後見制度が実現するためにも裁判所の地道な後見監督というのが非常に問われているなというところを思っ伺っておりました。

裁判所ができることは、ネットワークの構築の後押しなど、立場上制限があるのですけれども、その制限がある中で、微力ながら裁判所としても力を尽くさせていただければいいかなと思って伺っておりました。

ありがとうございました。

○畑部会長 その点で言いますと、やはり、専門職の方が成年後見の申立てをしていくときに、どのような形でしっかりと体制を整えて申立てをすれば裁判所としても成年後見人を選任しやすくなっていくのかといったところのノウハウも教授していただきながら、今後の取組に反映させていただければ、札幌市としての成年後見推進が非常に進んでいくのかなと思ってお話を聞かせていただきました。

それでは、お時間が来ておりますので、今日の時点では、議事としては以上にさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

4. その他

○畑部会長 それでは、事務局から、その他について何かありましたらお願いします。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 皆様、長時間にわたりご議論いただきまして本当にありがとうございます。

今ご議論いただいた内容等につきまして、こちらでも案を固めまして、次回、お示しさせていただきますと思います。

次回の部会は夏頃を予定しております。6月、7月あたりという漠然とした話になりますけれども、時期が近づきましたら、また日程調整をさせていただきますと思いますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

5. 閉 会

○畑部会長 それでは、皆さん、6月から7月頃というところで、また忙しくなってくる時期かと思えますけれども、次回も策定に向けてご協力いただければと思います。

それでは、本日は以上で終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上